

## 静岡市障害者相談支援事業の現状と課題について

### 1 相談支援事業とは

#### ○ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号

「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」

#### ○ 相談支援事業の実施メニュー

項目	概要	実施（運営）主体	H20 年度末 実績	H23 年度末 目標（※）
障害者相談 支援事業	身体・知的・精神障害の 相談支援の実施	各相談支援事業者	身体 3 知的 4 精神 3	身体 3 知的 4 精神 3
	障害者 110 番事業の実施	静岡市障害者協会	1	1
地域自立支 援協議会	静岡市障害者自立支援協 議会の運営	市	1	1
	障害者相談支援連絡調整 会議の運営	各相談支援事業者・ 各区役所・保健所	1	3
障害児等療 育支援事業	知的障害の専門的な相談 支援・療育の実施	知的障害の各相談支 援事業者	知的 4 (再掲)	知的 4 (再掲)
市町村相談 支援機能強 化事業	専門職員による相談支援 機能の強化事業の実施	静岡市障害者協会 (相談支援推進センター)	2	2
		静岡市支援センター なごやか（精神）		

住宅入居等 支援事業	賃貸住宅入居希望者の入 居支援・24時間支援・関 係機関との連絡調整の実 施	各相談支援事業者	未実施	3
成年後見制 度利用支援 事業	障害のある人の権利擁護 を図るための成年後見制 度利用に係る費用の助成	各区役所・保健所	4	4
発達障害者 支援センタ ー運営事業	発達障害のある人への相 談・発達・就労支援の実 施（大都市特例）	静岡市発達障害者支 援センター	1	1

(※) 平成 23 年度末目標値は、第 2 期静岡市障害福祉計画に記載の数値

## 2 障害者自立支援協議会・障害者相談支援連絡調整会議

### ○ 障害者自立支援協議会（協議会）

障害者自立支援法に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として設置します。

<所掌事務>

- (1) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む）に関する事
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関する事
- (3) 障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関する事
- (4) その他、障害福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関し必要な事項

### ○ 障害者相談支援連絡調整会議

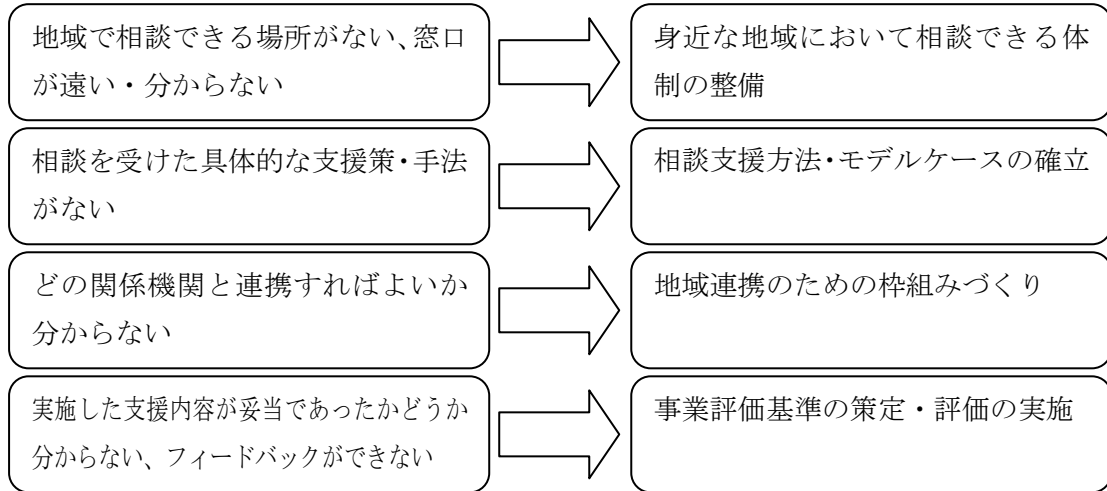
協議会の実質的な下部機関といたしまして、障害者相談支援連絡調整会議（連絡調整会議）を設置し、各事業者等（協議会構成団体等）の実務担当者レベルで、個々の具体的なケースについての検討・協議・サービス調整を行うほか、地域連携のための体制づくりやそのための課題検討など行います。

<協議内容>

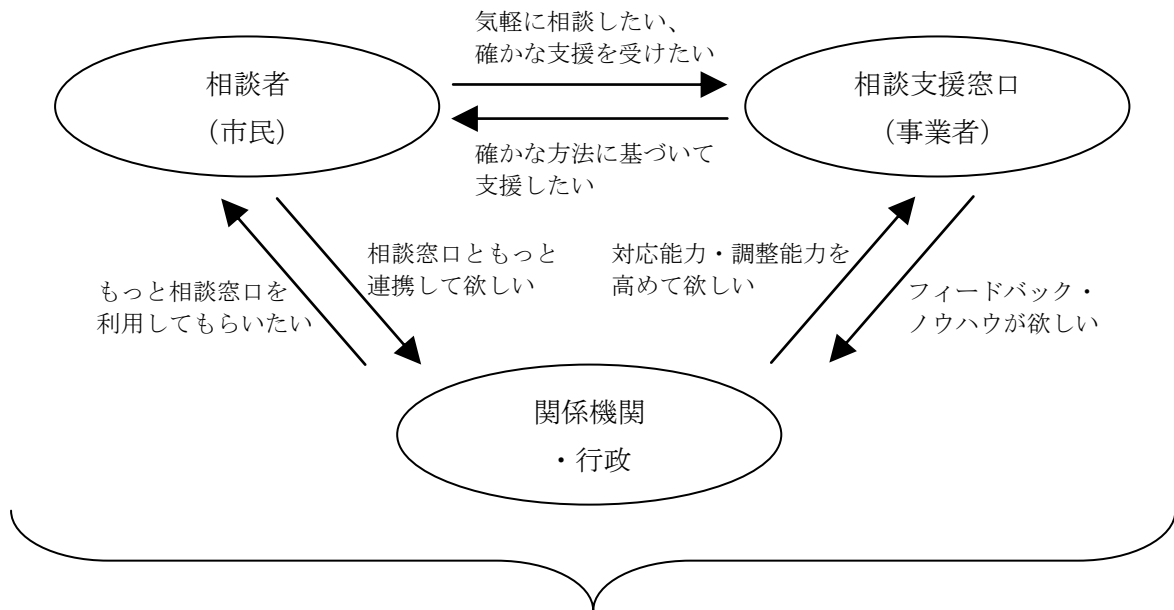
- (1) 関係機関によるネットワーク構築に向けた課題の検討
- (2) 専門的な相談支援等が必要な困難事例の検討、調整（ケース検討会議の実施）
- (3) 地域の社会資源に関する課題の検討
- (4) 障害者の地域生活支援に関する情報の交換
- (5) 相談支援機能強化事業の活用
- (6) その他必要な事項

### 3 障害者相談支援事業の問題点

(事業が抱えている現状)



(障害者相談支援事業を取り巻く環境)



相談者・相談窓口・関係機関・行政を繋ぎ、これら問題に一貫して対応していくために、自立支援協議会・連絡調整会議の充実・強化が求められている。

## 4 今後の取組み課題

### (1) 障害福祉に係る地域連携システムの構築

#### ① 障害者相談支援連絡調整会議を各行政区への設置

地域の実情に応じた、より具体的な協議・調整が行えるよう、障害者相談支援連絡調整会議を各行政区に設置し、困難事例に対する素早い対応がとれ、調整が地域内で完結できる体制を構築していく。

#### ② 相談支援事業者・障害者協会・市行政を中心としたコア（核）メンバーによる集中的な支援及び課題の整理・検討

地域で相談支援事業者などを格とする関係機関を中心に、困難事例の集中管理をし、課題・地域資源などの検討を行うとともに、地域連携の核（実働部隊）としていく。

#### ③ （仮称）地域連携マニュアルの作成

相談支援に係る関係機関における支援について、内容の統一化・均質化を図り、誰もが良質な支援を平等に受けられる体制を構築していくため、また、困難事例を一機関で抱え込まずに、各機関が相互に連携・協働し、一貫した支援体制を構築していくため、その手順書としての「（仮称）地域連携マニュアル」を作成することで、地域の実情に応じた相談支援の流れの確立・マニュアル化を推進する。

### (2) 障害者相談支援事業の全般的な見直し

#### ① 相談支援事業者の評価

現状の相談支援事業者について、その内容や効果、課題などを総合的に判断するため、事業評価を行う。

具体的には、事業評価シートを作成し、それに基づいて客観的な評価を進める一方、相談支援事業者や関係機関へのヒアリングを実施し、具体的な課題把握に努める。

#### ② 委託相談支援事業の見直し

上記①による評価を踏まえた事業の見直しを実施し、相談支援事業の充実を目指していく。

### (3) その他

#### ① 事例検討・調整（ケース会議）の手法習得を目的とした研修の実施

相談支援事業者及び各区窓口における相談支援機能の強化を図るため、ケース会議の手法習得を目的とした研修を実施、連携の出発点となるケース会議の充実を図っていく。

## 5 障害福祉に係る地域連携システムの構築

### (1) 地域連携システムについて

各行政区障害者相談支援連絡調整会議を中心に、障害福祉に係る関係機関が相互連携し、身近な地域での相談支援体制の強化を図るとともに、地域における課題・社会資源に関する整理・協議などを行う。

### (2) 地域連携システム構築へ向けた流れ

#### ① 行政区連絡調整会議構成の強化

- 従来の構成に加え、区内の障害福祉サービス事業者への積極的へ参加の呼びかけを行う。(従来の「ケースに応じた呼びかけ」から「常態的な参加」への移行。)
- 相談支援事業者を中心とした中核メンバーにより「支援チーム(仮称)」を構成し、各困難事例(ケース)に対する支援の進行管理を集中的に行う。また、地域における課題・社会資源に関する整理・協議については、支援チームに部会的機能を持たせ、集中的に検討を行う。「事務局会議」の機能強化を図る。)

#### ② 相談支援連携マニュアル(仮称)の作成

- 地域における課題・社会資源などを整理した上で、関係機関における支援マニュアル・ガイドライン(標準手法)とするための「相談支援連携マニュアル(仮称)」を作成する。

### (3) 地域連携システム構築へ向けた課題

- 行政区障害者相談支援連絡調整会議を完全に独立させ、各区で独自に実施していく体制の整備
- 障害福祉サービス事業者の参加方法
- 地域における課題・社会資源などの整理・協議の方法
- 地域特有の課題にどのように対応
  - ・ 中山間地における支援の方法
  - ・ 支援を必要としている人を見つけ出すための、早期発見体制の構築(隅々まで支援の目を行き届かせるための方策)

